

ひこにゃんトレーディングカード製作販売事業者募集に関する質問回答（2回目）

質問分類	質問	回答
2 製作の形態等 カードデザインの著作権は、原則、彦根市に帰属するものとします。	帰属する著作権について、他者が著作権を所有する(例えば「わるにゃんこ将軍」のイラスト)イラストを活用したカードを制作した場合、他者が著作権を所有していても当カードの著作権は彦根市に帰属させることになりますか？	他者が著作権を所有しているイラストを使用する場合でも、原則作成されるカードの著作権は彦根市に帰属することとなります。 彦根市が保有している以外の著作権に関する対応については、応相談になります。
	著作権の帰属は全種類のカードデザインに対して発生しますか？それとも、彦根市が発注予定のホログラムデザインのための帰属となりますか？	著作権の帰属対象は、今回の募集で作成するカードデザインに対しての帰属となります。
	他者が著作権を所有する(例えば「わるにゃんこ将軍」のイラスト)イラストについての彦根市への帰属は行わないことを契約書等で明記(追記)することは可能でしょうか？	他者が保有するイラスト使用を前提として、募集を行っているものではございません。 彦根市が保有している以外の著作権に関する対応については、応相談になります。
	帰属させたデザインについて、一部デザインを利用して広報物・制作物へ使用されることはありますか？	帰属させたデザインについて、基本的にはトレーディングカードの広報目的での使用を想定しております。
	1パック5枚組で、ランダム封入の上、ピロー包装を行うこと。とありますが、アルミ蒸着のテープ止め包装でもよろしいでしょうか。	仕様の通り、ピロー包装での提案をお願いいたします。

ひこにゃんトレーディングカード製作販売事業者募集に関する質問回答（2回目）

3ひこにゃんトレーディングカード製作条件	「※受注価格や納期などの条件によっては、別の事業者プロモーションカードの製作を発注する場合があります。」と仕様書に記載されていますが、トレーディングカードはその材質、サイズ、仕上がり具合など、細部に至るまで一貫した品質が求められる製品です。例えば、トレーディングカードにトランプのようなゲーム性がある場合、一枚でも紙の厚さや滑り具合、光沢感、色味が異なると、簡単にそのカードが識別可能となり、ゲームの公平性が損なわれてしまいます。このような状況では、プレイヤーにとっての楽しさや満足感が大きく低下し、カード全体の価値や信頼性にも悪影響を与えます。さらに、別事業者が製造を担当した場合、材質やサイズの不一致、仕上りのばらつきが生じる可能性が高く、結果としてトレーディングカード全体の価値が低下するリスクがあります。これらの理由から、トレーディングカードの製作は可能な限り一括して決定業者に委託し、一貫した品質基準を確保することが必要ではないでしょうか。	プロモーションカードの製作に関しては、トレーディングカードの品質の一貫性を考慮したうえで、発注を検討させていただきます。
	彦根市様が発注される場合を想定した受注価格について、トレーディングカードの材質、サイズ、仕上がり具合など、一貫した高品質を重視した仕様で受注価格の提示を考えております。しかし、別事業者による安価な製造が選択肢として検討される場合、今回の提案品質を考慮せず、より低い品質基準で安価に製造可能な価格を提示すべきでしょうか。それとも、今回ご提示する仕様や品質基準を前提として受注価格を提示すべきでしょうか。	今回提示している仕様に基づいた製造予定の品質にて受発注価格の提示をお願いいたします。プロモーションカードの発注につきましては、今回ご提示いただいた金額をもって発注先を判断するものではございません。